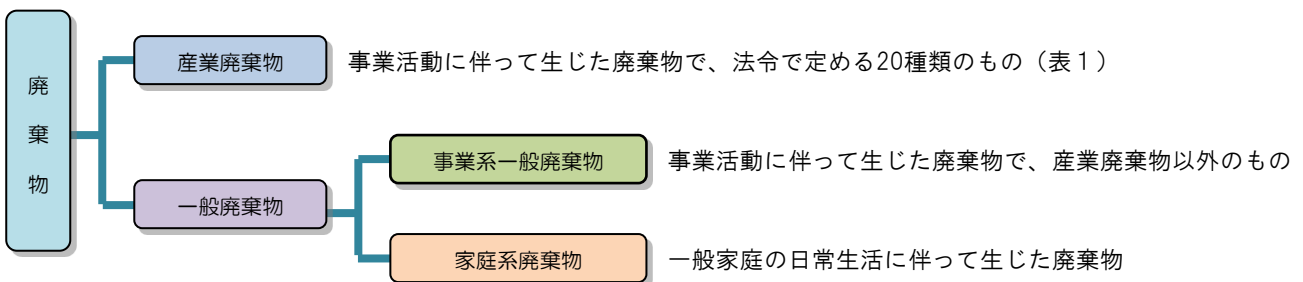


事業系一般廃棄物の適正処理について

廃棄物とは、占有者が自分で利用したり他人に有償で売却したりできないために不要となった固形状または液状のものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。

家庭生活から生じた廃棄物を一般廃棄物の家庭系ごみとし、店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院・学校・官公署など広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系廃棄物（事業系ごみ）といいます。事業系ごみのうち産業廃棄物以外のごみを、事業系一般廃棄物といいます。



1 事業者の責務

事業活動に伴って生じる廃棄物の処理等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例」で、次のとおり定められています。

①事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理すること

（ここでいう事業活動とは、全ての事業活動を対象とし、営利目的の有無は問いません）

②事業活動に伴って生じたごみの再生利用等を行うことにより、ごみの減量化に努めること

③ごみの減量及び適正処理等について、国や市の施策に協力すること

2 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じたごみで、法令で定める20種類のものです。

表1 産業廃棄物一覧

区分	種類
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑧金属くず、⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑩鉋さい、⑪がれき類、⑫ばいじん
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず（建設業、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの）、⑭木くず（建設業、木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの）、⑮繊維くず（建設業、繊維工業に係るもの）、⑯動植物性残さ（食料品製造業等）、⑰動物系固形不要物（と畜場等）、⑱動物のふん尿（畜産農業）、⑲動物の死体（畜産農業）
⑳産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

産業廃棄物は、市では処理できません。産業廃棄物処理業者へ処理を委託してください。

産業廃棄物の処理方法については、下記にお問い合わせください。

【産業廃棄物に関する問合せ】丹波県民局環境課 電話：0795-72-0500（代表）

3 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じたごみのうち産業廃棄物以外のもので、主なものは次のとおりです。

- ①事業所、事務所などから出る紙くず・ダンボール・茶殻など
- ②従業員の飲食により出る生ごみなど
- ③飲食店、食料品店から出る残飯・厨芥類・紙コップ・割り箸など
- ④庭木の剪定枝、枯草木など

※上記のものであっても事業形態によっては、産業廃棄物に分類されるものもあります。

4 事業系一般廃棄物の処理方法について

事業活動に伴って生じる廃棄物については、産業廃棄物、一般廃棄物にかかわらず事業者自らの責任による処理が義務づけられています。

事業系一般廃棄物は、事業者が自ら処理する場合のほか、次のいずれかの方法によって処理してください。※事業系一般廃棄物は、地域のごみステーションへ出すことはできません。

市が指定する処理施設で処理する場合（事業者が自ら適正処理する以外の処理方法）

- ①自己搬入（搬入に使用する車両は、原則1台のみ。市の指定ごみ袋は利用できません。）
- ②許可業者へ委託（表2）

上記どちらかの方法で処理をされる場合は、事前に搬入物の種類や量及び減量化の取り組みなどの概要を確認させていただきますので、市役所環境課へ「廃棄物排出計画書（施設利用申込書）」を提出してください。確認後に「丹波市一般廃棄物処理施設搬入許可証」を交付します。

※どちらの方法でも、一般家庭と同様に、市の分別基準が守られていない場合は搬入できません。

表2 一般廃棄物収集運搬許可業者（令和5年4月現在：順不同）

所在地	会社名	電話番号
丹波市山南町和田607番地1	荒川清掃(株)	76-2336
丹波市氷上町横田25番地1	(有)アルミック徳原	82-3367
丹波市氷上町常楽899番地4	片山商店	82-2908
丹波市市島町上垣947番地10	河村商店	85-3328
丹波市柏原町柏原5050番地	(有)カワモト	72-0429
丹波市市島町上竹田887番地	(株)ケイ・エス	85-2117
丹波市山南町井原246番地	(有)ゴリキ環境開発	77-1270
丹波市氷上町朝阪272番地1	(株)太陽	82-4576
丹波市氷上町氷上62番地	氷上急行運輸倉庫(株)	82-1447
丹波市氷上町新郷1085番地	(株)広初サービス	82-7488
丹波市氷上町上成松141番地3	(有)北丹環境サービス	82-8823
丹波市氷上町上成松137番地	増田商店	82-0455
丹波市青垣町佐治684番地2	(株)六輔舎	87-0064
丹波市氷上町成松128番地	(株)小南商店	82-0444

*ごみの量や収集場所・回数などにより収集運搬費用が異なりますので、詳細については直接許可業者へご相談ください。

【問合せ先】

丹波市役所生活環境部環境課施設管理係

丹波市クリーンセンター 電話：0795-78-9999